

当組合の保険料率

1. 令和 6 年度の一般保険料率(基本保険料率、特定保険料率)

変更前(令和 5 年度)			変更後(令和 6 年度)		
一般保険料率		83.700‰	一般保険料率		93.830‰
基本保険料率		34.789‰	基本保険料率		57.441‰
特定保険料率		48.911‰	特定保険料率		36.389‰
調整保険料率		1.330‰	調整保険料率		1.170‰
合計		85‰	合計		95‰
負担割合	事業主	51/1000	負担割合	事業主	57/1000
	被保険者	34/1000		被保険者	38/1000

令和 6 年 3 月分保険料(令和 6 年 4 月給与支給分)より適用。ただし、任意継続被保険者は 4 月分保険料からとなります。

2. 令和 6 年度の介護保険料率

変更前(令和 5 年度)			変更後(令和 6 年度)		
介護保険料率		18/1000	介護保険料率		16/1000
負担割合	事業主	9/1000	負担割合	事業主	8/1000
	被保険者	9/1000		被保険者	8/1000

令和 6 年 3 月分保険料(令和 6 年 4 月給与支給分)より適用。ただし、任意継続被保険者は 4 月分保険料からとなります。

3. 特定保険料率および基本保険料率(保険料率の内訳表示)

医療保険制度改正にともない、平成 20 年 4 月より、各保険者において特定保険料率および基本保険料率(保険料率の内訳)を定めることとされました。

特定保険料率	前期高齢者(注 1)納付金、後期高齢者(注 2)支援金、および病床転換支援金等に充てるための保険料率
基本保険料率	全国健康保険協会管掌健康保険の加入者に対する医療給付、保健事業等に充てるための保険料率

(注 1)前期高齢者:65 歳以上 75 歳未満の公的医療保険制度の加入者をいいます。

(注 2)後期高齢者:75 歳以上(または広域連合の障害認定を受けた 65 歳以上 75 歳未満)の長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の加入者をいいます。